

行政書士とは

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、顧客からの依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続き代理、契約書・遺言書等の権利義務又は事実証明に関する書類の作成を行います。

社会構造やビジネスの複雑高度化に伴い、文書の作成においても高度な法的・専門的知識を要求されることが増加してきています。行政書士がそれらの書類を正確・迅速に作成することにより、個人の諸権利・諸利益が守られ、あるいは行政の効率的な処理が確保されることから、行政書士制度は日本国内で高く評価されております。

※現在、日本には44,950名(平成26年10月1日)の行政書士が登録されています。

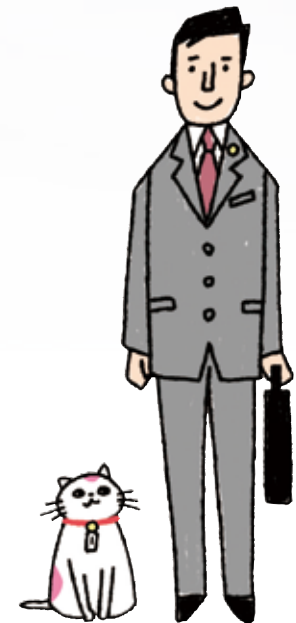
行政書士の使命

行政書士の徽章(コスモス)が意味するように、行政書士は社会調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

We Can Help You
in Many Ways!



私たちは、
日本に住む外国人を
サポートします。



日本行政書士会連合会
<http://www.gyosei.or.jp>

行政書士は国家資格者として外国人の方々の日本における 在留、帰化、就労、起業などをサポートしています。

Q1 行政書士の入管業務とはどのようなものがあるのですか？

A 行政書士は、以下のような業務を扱い、顧客のために地域の入国管理局への申請を行います。

- (1) 外国にいる外国人の招聘のための在留資格認定証明書の申請
- (2) 日本にいる外国人の在留期間更新許可申請
- (3) 日本にいる外国人の在留資格変更許可申請
- (4) 日本にいる外国人の永住許可申請
- (5) 在留特別許可の申出



「ユキマサくん」
日本行政書士会連合会の
公式キャラクターです。

Q2 入管業務以外に行政書士はどのような国際業務を扱いますか？

A 行政書士は、以下のような国際業務を行います。

- (1) 帰化許可申請、国籍取得届申請
- (2) 国際結婚、離婚、相続に伴う相談
- (3) 対日投資手続き及び会社設立関係書類の作成
- (4) 外国向け文書の証明・外務省の公印確認・アポステイーユ認証取得サポート
- (5) 日本以外の国のビザ申請サポート

Q3 Q1・Q2以外の業務はどのような業務がありますか？

A 行政書士は、行政法及び行政手続きの専門家として、建設業、運送業、風俗営業、薬事業、産業廃棄物処理業、土地開発など適応する法律を遵守し、業務の遂行に必要な許認可を関係官庁から取得します。また、行政書士は、代理人として、顧客のために、契約書、遺産分割協議書、定款、議事録などの会社や個人の権利義務に関する法的文書を作成します。その他にも、ADRや成年後見といった新しい分野の法的サービスの提供も行っています。

届出済行政書士とは

出入国管理に関する一定の研修を受けた行政書士のことです。届出された行政書士に申請依頼をすると、申請人本人は入国管理局への出頭が免除されます。

